

日調連発第283号  
令和3年12月28日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について  
(通知)

標記の政令等において定められた施行期日について、総務省自治行政局住民制度課から、別添1のとおり周知依頼がありましたので、貴会所属会員への周知をお願いします。

なお、当該施行期日から施行される標記法律附則第1条第9号の内容については、別添2のとおりですので、参考までに送付します。



事 務 連 絡  
令和 3 年 12 月 27 日

日本弁護士連合会  
日本司法書士会連合会  
日本土地家屋調査士会連合会  
日本税理士会連合会  
全国社会保険労務士会連合会  
日本弁理士会  
日本海事代理士会  
日本行政書士会連合会

御中

総務省自治行政局住民制度課

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（周知依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり令和 3 年 11 月 25 日付け総行住第 143 号総務省自治行政局長通知を发出了しました。

内容としましては、戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更について、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされていた期日を令和 4 年 1 月 11 日に定めたものです。

つきましては、各会員への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

自治行政局住民制度課

担当：平野係長

市川事務官

中澤事務官

電話：03-5253-5517 (直通)

F A X：03-5253-5592

総行住第143号  
令和3年11月25日

各都道府県知事殿  
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長  
(公印省略)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（通知）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）第2条による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等につきまして、本日、下記の政令が公布されました。

貴職におかれては、下記の事項につき、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知願います。

#### 記

第1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第312号）

デジタル手続法附則第1条第9号に掲げる規定（戸籍の附票の記載事項の追加等に係る規定）の施行期日を令和4年1月11日としたこと。

第2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令（令和3年政令第313号）

住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置を定めるデジタル手続法附則第4条第2項及び第6項の政令で定める日を令和4年1月11日としたこと。

## デジタル手続法第9号施行日(令和4年1月11日)において施行される改正内容 別添2

- ① 戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加(住基法第17条)
- ② 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付における戸籍の表示(住基法第17条第1号)及び在外選挙人名簿情報(住基法第17条の2第1項)の取扱いの変更

### 上記②(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更)の内容

- 本人等請求(住基法第20条第1項)  
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条第5項】
- 公用請求(住基法第20条第2項)  
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の2第4項】
- 第三者申出(住基法第20条第3項)  
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の3第7項及び第8項】
- 特定事務受任者からの申出(住基法第20条第4項)  
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の3第7項及び第8項】

※戸籍の附票の除票の写しの交付については、住基法第21条の3を参照